

助成金相談会

9月17日(金)9月28日(火)

オンライン相談
もご対応します

I. 65歳超雇用推進助成金

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

55歳以上の高年齢者を対象とした、

- ①職業能力評価制度、賃金制度の導入や改善
- ②短時間勤務制度、在宅勤務制度等の導入
- ③人間ドックや生活習慣病予防検診制度の導入
- ④研修制度や専門職制度の導入

などを実施した会社に対して、以下の助成が行われます。(初回の助成額)

	通常の場合	生産性要件を満たした場合
中小企業の場合	30万円	37.5万円

例えば「高年齢従業員に生活習慣病予防検診を実施する制度」を就業規則に定めて実施し就業規則の変更費用+検診代で**10万円の経費**が発生したとき、

助成額は**30万円**になります。

65歳超継続雇用促進コース

1年以上働いている**60歳以上の従業員が1人でもいる**場合、

例えば以下のような変更を実施した会社は、**助成金を受けられる**可能性があります。

定年を70歳に引上げ	120万円
定年を60歳⇒66歳に引上げ	85万円
定年60歳のまま、 定年後の継続雇用年齢を70歳に引上げ	80万円

高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上の**有期雇用契約従業員**の**契約期間を無期雇用**に転換した会社に以下の助成金が支給されます。

	通常の場合	生産性要件を満たした場合
中小企業の場合	1人につき 48万円	1人につき 60万円

☎ その他の助成金、お申し込みは裏面より

Ⅱ. キャリアアップ助成金

4月1日～
条件緩和

正社員化コース

パートタイマー、アルバイト従業員の方を、正社員に転換する場合などに助成されます。転換の際に対象者の基本給を昇給する必要がありますが、その条件がこれまでの「5%以上」から「昇給率3%以上」に緩和されました。

中小企業の場合	通常の場合	生産性要件を満たした場合
有期⇒正社員への転換	1人につき 57万円	1人につき 72万円
パートのまま、契約期間を有期⇒無期へ変更	1人につき 28.5万円	1人につき 36万円
無期契約のパートを正社員へ転換	1人につき 28.5万円	1人につき 36万円

派遣社員を正社員として直接雇い入れた場合 28.5万円〈36万円〉

母子家庭の母等を転換した場合

9.5万円〈12万円〉などの加算措置もあります。

無料個別相談会申込用紙

希望会場
 庄司茂事務所(神戸)神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル7Fセミナールーム
 庄司茂事務所(姫路)姫路市安田4-36 マサミビル2F

オンライン相談希望 (パソコンをご用意ください。ソフトは不要です。)

希望日
 9/17(金) 9/28(火) (希望時間のにつきましては、2つ以上お願いします。)

時間
 10:00～ 11:00～ 12:00～ 13:00～
 14:00～ 15:00～ 16:00～ 17:00～

会社名 _____ 業種 _____ 従業員数 _____

会社情報 〒 _____

TEL(必ずご記載ください)

FAX _____

ご参加者 ①御役職・御芳名 _____ メール _____

②御役職・御芳名 _____ メール _____

お申込み F A X : 0120 - 38 - 3399

お申し込み後3日以内に受付票をFAXにてお送りします。(※ FAX以外でご希望の場合 受付票は TEL メール希望)もし受付票が届かない場合は、お手数ですが弊社事務所までご連絡お願いいたします。(TEL:0120-66-8050)



社会保険労務士法人
庄司茂事務所

神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル6F
TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田4丁目36番地 マサミビル3F
TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040